

○神石高原町立学校職員衛生管理要綱

平成16年11月5日
教育委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に基づき、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、職員衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 神石高原町立の小学校、中学校及び共同調理場をいう。
- (2) 職員 常時勤務する職員及び1週間当たりの勤務時間が常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3以上である職員をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、この訓令に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力するとともに、安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(衛生推進者)

第5条 法第12条の2の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係るものを行う。
- 3 衛生推進者は、所属長が所属職員のうちから選任する。
- 4 衛生推進者の数は、1人とする。
- 5 所属長は、第3項の規定により衛生推進者を選任したときは、衛生推進者選任報告（別記様式）により神石高原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(保健管理医)

第6条 学校に、保健管理医を置く。

- 2 保健管理医は、職員の保健管理について総合的に指導及び助言に当たるものとし、その業務は、当該学校における次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の

健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理その他職員の健康管理に関すること。

(2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(3) 職員の健康障害の原因についての調査及び再発防止の措置に関すること。

3 保健管理医は、前項各号に掲げる事項について、校長に対して勧告し、又は衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 保健管理医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに校長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

5 保健管理医は、医師法（昭和23年法律第201号）第1条に規定する医師とし、原則として、当該学校医をもって充てる。

（学校衛生委員会）

第7条 学校に学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会は、当該学校における次に掲げる事項を調査審議し、所属長に対し意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

3 学校衛生委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 教頭

(2) 保健管理医（校医）

(3) 衛生推進者

(4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから所属長が指名する者

4 前項第4号の委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいてはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき所属長が指名するものとする。

5 学校衛生委員会の会議の議長は、教頭をもって充てる。

6 学校衛生委員会の運営について必要な事項は、学校衛生委員会が別に定める。

(健康診断の実施等)

第8条 所属長は、職員の健康を確保するために、法第66条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に基づき健康診断を実施する。

2 前項に掲げる健康診断の実施に関しては、神石高原町立学校職員定期健康診断実施要領（平成21年教育委員会訓令第1号。以下「要領」という。）の定めるところによる。

3 健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、要領の定めるところにより治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

4 所属長は、要領の実施に当たっては、必要に応じて保健管理医と協議するものとする。

(健康教育等)

第9条 所属長は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため、必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2 職員は、前項の所属長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 職員の衛生管理業務に従事する職員及びその業務に従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この訓令により難い特別な事情がある場合は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成16年11月5日から施行する。

附 則（平成19年12月3日教委訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月6日教委訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日教委訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日教委訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

衛生推進者選任報告

| | |
|-----------|---|
| 学 校 名 | |
| 職 員 数 | 人 |
| 氏 名 | |
| 選 任 年 月 日 | |
| 参 考 事 項 | |

年 月 日

神石高原町立 学校長



神石高原町教育委員会 様

(注)

- 1 「参考事項」の欄には、新任、解任等の選任事由を記載すること。
- 2 衛生推進者養成講習修了証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を添付すること。

別記様式（第5条関係）